

くま川鉄道株式会社工事等競争入札心得

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 くま川鉄道株式会社(以下「会社」という。)が発注する建設工事、調査、測量及び設計等(以下「工事等」という。)を行う場合における入札の取扱いについては、法令その他に定めがあるもののほか、この心得の定めるところによる。

(登録会社申請書)

第2条 指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、会社が別に定める要領に基づき、くま川鉄道株式会社登録会社申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行の際、入札金額の100分の10以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者に納めなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提示しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付するときは、封筒に必要事項を記入して契約担当者の面前において密封し、かつ、封印して提出しなければならない。この場合において、契約担当者は、預り証を交付するものとする。

4 入札参加者は、入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当者に提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外の者に対しては入札後にその預り証と引換えにこれを還付し、落札者に対してはその預り証と引換えに領収証を交付する。

6 落札者が第14条第1項の期間内に契約書(建設工事にあつては別記第2号様式。調査、測量、設計等にあつては別に定めた様式。以下同じ。)の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、会社に帰属するものとする。

(入札書等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書様式(以下「契約約款」という。)、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約約款等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別記第3号様式により作成し、通知書に示した時刻までに提出しなければならない。この場合において、工事名、工事場所、商号及び代表者名を記入した封筒に封入するものとする。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札工事名及び入札日時を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。

- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、第2項の入札書について、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。ただし、あらかじめ委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて、競争入札に参加させないことができる。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にしたとき。
 - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき若しくは不正な利益を得るため連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、支配人その他使用人として使用したとき。
- 8 入札者は、あらかじめ契約担当者から工事費内訳書の提示を求められたときは、第1回目入札に際し工事費内訳書を提示しなければならない。

(入札の辞退)

- 第5条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、当該入札書受付締切日時までに、入札辞退届(別記第4号様式)を次に掲げる方法により、その旨を会社に申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - 3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の延期又は取りやめ等)

- 第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 2 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることができる。
 - 3 入札参加者が一社のときは、入札を取りやめることができる。

(無効の入札)

- 第8条 次の各号のいずれか該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 2 以上の意思表示をした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 9 条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 最低制限価格を設けた場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第 10 条 開札をした場合において、各人の入札のうち前条の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前公表している場合は、この限りでない。

- 2 最低制限価格を設けた場合において当該競争入札に参加した者のうち、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、その工事等の再度の入札に参加することはできない。

(同一価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 11 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに紙入札者(指定工事等の入札を除く。次項において同じ。)にあっては当該入札者にくじを引かせる方法により、落札者を定める。

- 2 前項の場合において、入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第 12 条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を契約担当者が指定する金融機関に払い込み、納入通知書兼領収書の交付を受け、納入通知書兼領収書の写しに契約保証金納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、当該有価証券に保管有価証券納付書を添えて契約担当者に提出しなければならない。
- 4 第 3 条第 4 項の規定は、第 1 項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替)

第 13 条 契約担当者は、必要があると認めるときは、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第 14 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異議の申出)

第 15 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約約款、現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

附 則

この心得は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。